



第34号 平成20年(2008年) 11/5

広報いしき串木野

おしらせ版

保健・衛生・福祉

フグ食中毒にご注意ください

生活環境課 (☎33-5614)

先月、伊集院保健所管内で、釣ったフグによる食中毒が発生しております。

フグには猛毒があり、食用にするためには専門的な知識と技術が必要で、正しく調理しないと食中毒を起こし、死亡することもあります。

また、これまでのフグ中毒のほとんどは、一般家庭で調理して発生しています。釣ったフグは、家庭で調理しない、食べない、人にあげないようにしましょう。

万一、食べてしまいフグ中毒の症状(しびれ)が現れた時は、すぐに医療機関を受診しましょう。

犬・猫の飼い方について

生活環境課 (☎33-5614)

地域住民が犬・猫のペット動物と快適に過ごせる生活環境づくりについて、マナーを守って、次のことに心がけましょう。

犬を飼う場合は丈夫なひもや鎖でつなぎ、放し飼いはしない。

頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により、近所の方へ危害や迷惑を及ぼすことのないよう、適切なしつけを行う。

飼い猫以外の猫への餌付けはしない。(近所の方に迷惑となったり、不幸な猫を増やすことにもつながります。)

○猫の飼い主は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等のため、屋内飼養に努める。(屋内飼養によらない場合には、去勢手術、不妊手術等を行ってください。)

犬・猫に限らず動物は、家族と同様に愛情を持って、終生飼いましょう。

やむを得ず飼えなくなった場合は、自らの責任で新しい飼い主を探してください。

照島保育所の民間移管候補法人が決定

福祉課 (☎33-5618)

いしき串木野市立照島保育所は、来年4月から民間移管し社会福祉法人が運営することとし、その候補法人として、公募の結果、社会福祉法人 太陽福祉会を決定しました。

今後、市と太陽福祉会は、来年4月の開園に向けて、児童へのきめ細かな配慮を最優先させながら、保護者が引続き児童を安心して預けていただける照島保育所となるよう移管作業を進めていきます。

児童虐待防止推進月間について “助けての小さなサイン 受け止めて”

福祉課 (☎33-5618)

11月1日(土)から30日(日)までの1か月間が「児童虐待防止推進月間」となっています。

児童虐待問題は、虐待の発生の防止、早期発見・早期対処など地域全体で取り組み、解決しなければならない問題となっています。児童虐待への正しい認識と関心をもち、児童を虐待から守りましょう。

○児童虐待とは？

児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与える保護者等の行為であり、次のような種類があります。

身体的虐待(児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える)

- ・なぐる、ける、首をしめる、激しく揺さぶる
- ・たばこの火を押しつける など

ネグレクト

(育児放棄：保護者としての監護を著しく怠る)

- ・適切な食事を与えない
- ・乳幼児を長時間家に残したまま外出したり、車の中に放置する
- ・同居人が虐待と同様な行為を行っているにもかかわらずこれを放置する
- ・入浴させなかったり、衣服が長期間不潔なままである
- ・極端に不潔な環境の中で生活させる
- ・重大な病気になっても病院へ連れて行かない など

心理的虐待

(児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う)

- ・ことばによる脅かし、脅迫
- ・無視したり、拒絶的な態度を示す
- ・児童の面前で配偶者に対して暴力をふるう
- ・兄弟姉妹間での差別的な扱いをする など

性的虐待(児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせる)

- ・児童への性交、性的暴行
- ・ポルノ写真、ポルノ映画の被写体に児童を強要する など

虐待を受けていると思われる児童を発見したら、すぐ下記へ連絡してください。虐待かどうかを確かめる必要はありません。通報者の秘密は厳守されます。

あなたからの連絡・相談が児童を守ることとなります。

【連絡・相談先】

- ・串木野庁舎 福祉課社会福祉係 (33- 5618)
- ・市来庁舎 健康福祉課福祉係 (21- 5117)
- ・鹿児島県児童総合相談センター (099- 264- 3003)

電気式生ごみ処理機購入設置補助金

生活環境課(☎33-5614)

家庭から排出される生ごみは、多量の水分が含まれており家庭での持ち出しにも大変苦勞をされていると思います。ごみを乾燥することにより、減量化はもとより持ち出しの安易性、また、環境の浄化、さらには処理場での処理経費の軽減等のため、電気式生ごみ処理機を購入された方に対して、補助金の交付を行っています。

申請手続き等については次のとおりです。

申請書類

補助金交付申請書・販売店で発行してもらった領収書()
・納税証明書・印鑑

領収書は、メーカー、型式等が記載され明細の分かるもので、必ず申請者(世帯主)の名前で発行してもらってください。

申請先 串木野庁舎 生活環境課
市来庁舎 市民課(21-5115)

留意事項

補助金の額は、電気式生ごみ処理機の購入費の2分の1以内で、限度額は1台あたり25,000円です。1世帯につき1台のみ補助金を交付します。

障害者控除対象者認定と税控除について

福祉課(☎33-5619) 税務課(☎33-5616)

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の納税者本人、またはその控除対象配偶者や扶養親族で、下記対象者については、福祉事務所長の認定を受けることにより、所得税・住民税の障害者控除または特別障害者控除を受けられる場合があります。

対象者

・寝たきりの方、認知症の方、心身に障害のある方等で、その障害の程度が障害者に準ずる方

12月26日(金)までに、福祉課または健康福祉課へ申請のうえ「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると、その年分の申告で障害者控除を受けることができます。
現在、障害者控除対象者認定書をお持ちの方は、介護度等に変更がなければそのまま使うことができますので、申請する必要はありません。

状態により、受けられる控除額が異なります。詳しくは担当課へお尋ねください。

認定の申請については

串木野庁舎 福祉課 高齢障害係(33-5619)

市来庁舎 健康福祉課 福祉係(21-5117)

税控除額等については

串木野庁舎 税務課 市民税係(33-5616)

市来庁舎 市民課 税務係(21-5116)

募集・催し

第27回 羽島青年文化祭の開催について

社会教育課(☎21-5128)

毎年恒例の羽島青年学級主催「第27回羽島青年文化祭」が次のとおり開催されます。

皆様の多数のご来場をお待ちしております。

日時 11月16日(日)

13:30開演(13:00開場)

場所 羽島小学校体育館

出演内容 ・演劇(羽島青年学級 他)

・マーチング(羽島保育園・幼稚園)他

入場料 無料

プログラム等につきましては、羽島青年学級ホームページ(<http://www.bunise.com/>)をご覧ください。

日置地区生活学校交流集会の開催

社会教育課(☎21-5128)

日置地区内の生活学校6校が集まり、安心・安全に暮らせる生活環境づくり等の意見交換や地球温暖化防止対策に関する講演が開催されます。

皆様の多数のご参加をお待ちしております。

日時 11月19日(水) 13:00~15:55

場所 いちきアクアホール

内容

・講演 講師 義山彰宏氏(県環境学習アドバイザー)

・意見交換

『地球温暖化対策として、わたしたちにできること。』

詳しくは、社会教育課へお問合せください。

第14回田園荒川ず‘カップゴルフ大会

社会教育課(☎21-5128)

荒川の大自然の中で、楽しい一日を過ごしませんか?

日時 12月7日(日) 9:00スタート

集合場所 荒川地区公民館

・田んぼゴルフ

高校生以上対象

参加料は、プレイのみ参加が2,000円(昼食付)

プレイ及び反省会まで参加が2,500円(昼食付)

団体戦(1チーム4人、参加料1チーム2,000円)

詳しくは、申込み用紙をご覧ください。

クラブ・ボールは主催者で準備しますが、各自、長靴をご持参ください。

・高齢者クラブ指導によるミニ門松作り体験コーナー

小学生以上を対象。参加料500円(昼食代含む)

・地元農産物即売コーナー

田んぼゴルフ申込み

荒川地区公民館・中央公民館・社会教育課(市来庁舎)に備え付けの申込み用紙に記入し11月14日(金)までにお申し込みください。

問合せ 荒川地区公民館(32-8809)

～いちき串木野市ふれあいフェスタ～ 農産物品評会出品者募集

産業経済課 (☎21-5122)

市内居住者が市内で生産した農産物等を対象として農産物品評会を開催いたします。

出品者に農業用器具等の景品が当たる抽選会も行いますので奮ってご出品ください。

農産物品評会出品物搬入日時

12月6日(土) 9:00~ 12:00

場 所 いちきアクアホール駐車場特設テント

表 彰 市長賞、議長賞、JA賞、入賞など

出品された農産物は、いちき串木野市技連会で設定した価格で引き取り、全て12月7日(日)開催のフェスタ時に展示した後、即売いたします。

出品規格及び要領は、農政課(串木野庁舎)、産業経済課(市来庁舎)、さつま日置農協(串木野支所、羽島出張所、荒川分室、生福支所、別府出張所、市来支所、北部営農センター)、市来えびす市場、季楽館にあります。

問合せ 産業経済課(市来庁舎)

「パソコン講座生」受講生募集

商工観光課 (☎33-5638)

川薩人材育成センターでは、次のパソコン講座生を募集します。

講座名	定員	受講期間	受講時間	受講料
文書作成基本講座	10名	11/18から 12/12までの 毎週火・金曜日 (全8回)	13:00 ~ 16:00	30,000円 (テキスト代込み)
パソコン基本講座	10名	11/18から 12/12までの 毎週火・金曜日 (全8回)	18:30 ~ 21:00	30,000円 (テキスト代込み)
CAD基本講座	10名	11/18から 12/12までの 毎週火・金曜日 (全8回)	18:30 ~ 21:00	30,000円 (テキスト代込み)
表計算入門講座	10名	11/22から 12/13までの 毎週土曜日 (全4回)	9:00 ~ 12:00	20,000円 (テキスト代込み)
はがき作成講座	10名	11/22から 12/13までの 毎週土曜日 (全4回)	13:00 ~ 16:00	20,000円 (テキスト代込み)

申込方法 電話で直接川薩人材育成センターへ申し込みください。

申込期間 11月4日(火)~ 11月13日(木)

平日 9:00~ 17:00受付

申込・問合せ先 〒 895-0044

薩摩川内市青山町 459番地

川薩人材育成センター (22-3873)

「かんむりだけ山市物産展」の開催について

商工観光課 (☎33-5638)

冠岳・生福地区の活性化及び観光振興を図る「かんむりだけ山市物産展」が開催されます。

日 時 11月23日(日・祝) 勤労感謝の日

9:00~ 15:30

場 所 冠岳花川砂防公園

その他の催し 長崎龍踊り

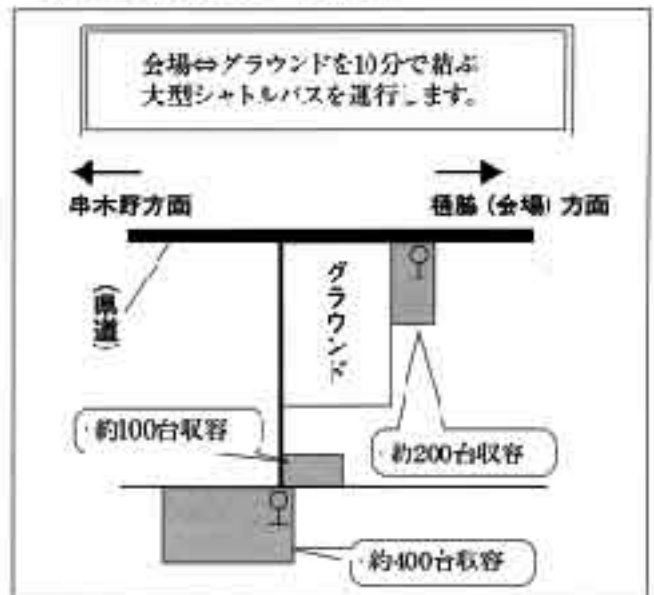
田中星児ミニコンサート

柴燈護摩供養 冠岳神社秋季例大祭

等

当日の会場周辺はたいへんな混雑が予想されます。そのため、生福の多目的グラウンドにも臨時駐車場を設置いたします。便利な大型シャトルバスで会場まで送迎いたしますので、市街地方面、串木野ICからお越しの方は、こちらのご利用をお願いいたします。

<多目的グラウンド周辺>



<会場周辺>



働く女性の家『年末講座』受講生募集

働く女性の家(☎32-7130)

【講座案内】

講座名	期 日	時 間	定員	回数	講 座 内 容 (用意するもの)
ク リ ス マ ス ケ ー キ 作 り	11月 25日 (火)	9:30~ 12:00	20名	回	クリスマスケーキをホームメイドで! チーズケーキのデコレーションケーキを作ります。 (エプロン、三角巾)
簡単おせち作り	12月 4日 (木)	9:30~ 12:00	20名	回	これだけは作りたい!という定番のおせち料理。 初心者の方でも簡単においしく作れます。 (エプロン、三角巾)
迎春のフラワー アレンジメント	12月 26日 (金)	19:00~ 21:00	20名	回	自分でアレンジした花で部屋を飾って、新しい年を 迎えてみませんか。(花ばさみ・持ち帰り用の袋)

【募集要項】

対 象 市内に居住又は、勤務している女性を優先し、男性の方も受講できます。

受講料 無料(ただし材料費実費負担)

申込み 11月 19日(水)までに、来館又は電話で働く女性の家へ申込みください。

(受付時間:火曜~土曜、9:00~ 17:00 月曜日は休館。 定員になり次第締め切ります。)

託 児 昼間の講座については、託児をします。

(満2歳以上~未就学児、申込み時に届出をしてください。)

申込みが著しく少ない講座は開講しない場合があります。

自主グループ生募集 ストレッチリズム体操・ヨガ・気功・フラメンコ・フラダンス・パッチワーク・
アメリカンキルト・和裁・袋物・押し花・手描き友禅・生け花・ペン習字・書道・切り絵・ちぎり絵
*新規入会者を募集していますので入会希望の方はお問い合わせください。

第8回 荒川写真コンテスト 商工観光課(☎33-5638)

応募規定

テーマは荒川に関することです。

応募作品は、カラープリントで4つ切り(ワイド4つ切り可)に限ります。

応募枚数には制限はありませんが、未発表のものに限ります。(作品の返却はいたしません。)

応募作品の著作権は主催者に属し、ネガまたは、データの提出をお願いします。

応募作品の裏面には必ず、下記の応募票を貼付してください。

応募締切 11月 28日(金)必着(30日に審査会が行われます。)

申込み先 郵送または持込をお願いします。

〒896-0065 いちき串木野市荒川2450番地

荒川コミュニティセンター内

第8回荒川写真コンテスト係(32-8809)

審 査 主催者側で行います。

表彰式 12月7日(日)(第14回田園荒川ず'カップゴルフ大会時表彰)

主 催 荒川清流会

切---取---取---取

画 題			
住 所			
氏 名	性 別	年 齢	
電 話 番 号	職 業		
カ メ ラ	フ ィ ル ム		
撮 影			

「元気いきいきフェスタ2008」 (保健福祉大会)を開催

串木野庁舎福祉課(☎33-5619)・市来庁舎健康福祉課(☎21-5117)

「健康な人づくりで豊かな郷土を築こう」をスローガンに、誰もがすこやかで生きがいを持っていきいきと暮らせる長寿社会を目指して、「元気いきいきフェスタ2008」を開催します。

日時 11月21日(金)10:00~15:00

場所 市民文化センター

内容 10:00~ オープニングセレモニー

表彰式

12:00~ アトラクション

「高齢者クラブ会員による唄・踊り」

12:40~ アトラクション「神村学園鼓舞道部」

13:30~ 講演「有馬 二刀流氏」

演題『物の見方・考え方』

平成20年秋季全国火災予防運動に伴う 消防合同演習の実施について

消防本部 (☎32-0119)

日時・場所

【串木野地域】

・11月9日(日)6:30~

上名(麓公民館)海上保安部麓宿舎付近一帯

【市来地域】

・11月16日(日)7:00~

大里(戸崎公民館)ライフハーバーいちき付近一帯

演習時には、防災行政無線や消防車・救急車によりサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようにお願いします。

また、演習場所付近では、交通規制を行いますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成20年度鹿児島県石油コンビナート等 総合防災訓練の実施について

消防本部 (☎32-0119)

この訓練は、鹿児島県石油コンビナート等防災計画に基づき、災害応急活動の習熟とともに、迅速かつ円滑な関係機関相互の連携及び協力体制を確立し、防災体制の強化と意識の高揚を図ることを目的として実施されます。

日時 11月14日(金)10:00~11:15(雨天決行)

場所 串木野国家石油備蓄基地(西薩町1番地)

当日は、付近一帯で消防車や救急車がサイレンを鳴らして走行しますので、火災や事故と間違わないようにお願いします。

市営住宅入居者募集について

都市計画課 (☎21-5154)

	住宅名	建設年度 募集戸数	構造・設備	備考
随 時 受 付 住 宅	冠岳住宅 (冠岳小学校近く)	昭和40年度 1戸	コンクリートブロック 平屋建:2K・汲み取り	単身入居可 (但し60才以上)
	森木住宅 (羽島郵便局近く)	昭和40年度 1戸	コンクリートブロック 平屋建:3K・汲み取り	単身入居可 (但し60才以上)
	佐保井住宅 (Aコープ大里店近く)	昭和50年度 1戸	コンクリートブロック 2階建:3DK・汲み取り	単身入居不可
	中組住宅 (川上ふれあい公園近く)	昭和60年度 1戸	鉄筋コンクリート 2階建:3DK・水洗トイレ	単身入居不可
	松山下住宅 (冠岳小学校近く)	昭和60年度 1戸	木造平家建 3DK・汲み取り	単身入居不可
	ウッドタウン (多目的グラウンド近く)	平成10年度 1戸	木造2階建 3LDK・水洗トイレ	単身入居不可
公 募 住 宅	ひばりが丘団地 (だいわ串木野店 近く)	平成元年度 1戸	鉄筋コンクリート 5階建(2階) 3DK・水洗トイレ	単身入居不可

家賃 入居世帯の所得に応じて設定されます。

入居基準(主なもの)

- ・持ち家がないこと
- ・世帯の月額所得が20万円以下であること
- ・同居する家族がいること
- ・市税等(市税・水道料金など)の滞納がないこと
- ・原則として、公営住宅に入居していないこと
- ・入居者及び同居者が暴力団員ではないこと

入居時必要なもの

- ・敷金(家賃の3ヶ月分)
- ・連帯保証人(2名)

申込期間

随時受付住宅 随時申込を受付けています。

公募住宅 11月5日(水)~14日(金)

抽選日

随時受付住宅 抽選はありません。

公募住宅

- ・ひばりが丘団地

11月18日(火)10時~串木野庁舎2階会議室

入居予定日 12月1日(月)

問合せ及び申込み先

- ・市来庁舎 都市計画課 建築係
- ・串木野庁舎 土木課 分室係

第21回B & G杯公民館対抗女性ミニバレーボール大会

B & G海洋センター (☎32-8994)

- 日時 12月7日(日)8時20分受付 9時開会式
場所 B & G海洋センター体育館(開会式)
串木野体育センター
- 参加資格 市内に居住(住民登録者)する小学校4年生以上の女性。
原則として、同一公民館内でチームを編成する。ただし、チーム編成困難な公民館は、同一地区内で大会に出場しない公民館から補充することができる。
- 競技方法 15点先取2セットマッチ(6人制)
試合球 (財)日本バレーボール協会制定のソフトバレーボール
(ゴム製円周78±1cm,重量210±10g)
- チーム編成 6名+補欠
(補欠は4名以内とし、うち高校生及び児童生徒の参加は1チーム2名以内とする。)
- 申込方法 11月28日(金)17時まで(期日厳守)にB & G海洋センター体育館に申し込む。
要項及び申込書、競技規則はB & G海洋センターにあります。
- 問合せ先 教育委員会市民スポーツ課(21-5129)
抽選 12月2日(火)15時からB & G海洋センター体育館のミーティングルームで行います。
- 参加料 1チーム 1,000円(大会当日納入)
その他 主審・副審・線審は各チームで行います。

その他

鹿児島調停協会連合会による『無料調停相談会』のお知らせ

総務課(☎33-5626)

鹿児島調停協会連合会では、調停制度の普及事業の一環として「無料調停相談会」を次のとおり開催します。

予約制ではありませんので、当日相談会場で直接受付をしてください。

相談者の秘密は硬く守られます。

日時 11月18日(火)10:00~15:00

相談会場 山形屋1号館7階(1号社交室)
(鹿児島市金生町)

相談料 無料

相談受付内容 交通事故による損害賠償、土地建物の売買・譲渡、金銭の貸借及び土地の境界等をめぐる民事上のもめごと、婚姻、離婚、夫婦関係、親子関係、扶養及び相続等に関する家族・親族間のもめごとなどについての調停制度の利用

担当者 民事調停委員、家事調停委員

問合せ 鹿児島調停協会連合会
鹿児島市山下町13-47
(鹿児島家庭裁判所内)
099-222-7121(内線4550)

平成20年分 事業所向け年末調整説明会

税務課(☎33-5616)

月 日	時間	説明会場	対象者
11月14日(金)	14:00 ~ 15:30	いちき アクアホール	法人・個人

受付は13:30より行います。当日は説明資料を配布しますのでお早めにお越しください。

「税を考える週間」11月11日~17日 ~IT化・国際化と税~

税務課(☎33-5616)

税金は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

今年の「税を考える週間」は、「IT化・国際化と税」をテーマとして、各種の広報・広聴活動を行うことにしています。

「税を考える週間」は、国民生活に深いかかわりを持っている税について、その意義(必要性)や役割(使途)、税務行政の現状などを「考え」ていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めていただくために設けられているものです。

テーマ「IT化・国際化と税」

税に関する作品展(書道・標語・作文)

11月11日(火)~17日(月)

〔串木野庁舎玄関ロビー・市来庁舎玄関ロビー〕

このほか、税についてわからないこと、知りたいことがありましたら、次のところへお気軽にご相談ください。

- ・鹿児島相談室〔鹿児島税務署内〕(099-255-1084)
- ・伊集院税務署(099-273-2541)
- ・串木野庁舎税務課(33-5616)
- ・市来庁舎市民課税務係(21-5116)



固定資産税よくあるご質問 その③

税務課(☎33-5617)

(問)住宅を取り壊したのに翌年の固定資産税が高くなったのはどうして?

(答)住宅(人の居住の用に供する家屋)が建っている土地には、住宅用地に対する特例が適用されます。特例は、面積の広さによって、小規模住宅用地とその他の住宅用地に分け、最大で本来の税額の1/6程度まで減額されます。

住宅を取り壊された場合、この特例がなくなるため、土地の税額が上がることになります。このため、住宅にかけられていた税金よりも、住宅がなくなったことによって土地の税金が上がる分が多い場合、税金が高くなる場合があります。

11月12日から11月25日までは

「女性に対する暴力をなくす運動」 期間です

(11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です)

<身近な暴力を許さない社会の実現を目指して>

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

<配偶者や交際相手からこのようなことはありませんか?>

身体的暴力

なぐられる
けられる
たたかれる
物を投げつけられる
突き飛ばされる

精神的暴力

怒鳴られる
無視される
生活費を渡されない
交友関係を監視される

性的暴力

性行為を強要される
避妊に協力しない

<一人で悩まないで。早めの相談が問題解決への第一歩です。>

配偶者からの暴力にお悩みのときは、下記の配偶者暴力相談支援センターへ

【鹿児島県女性相談センター】(099-222-1467)

(相談時間) 月・火・水・金曜日は、8:30~17:00
木曜日は、8:30~20:00
土・日曜日は、9:00~15:00

【鹿児島県男女共同参画センター】(099-221-6630/6631)

(相談時間) 水~日曜日は、9:00~17:00
火曜日(休館日の翌日)は、9:00~20:00

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化月間

串木野庁舎市民課(☎33-5611) 市来庁舎市民課(☎21-5114)

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、その他、女性をめぐる人権問題でお困りの方は、ひとりで悩まずにお電話ください。

実施機関 鹿児島地方法務局・鹿児島県人権擁護委員連合会

実施日時等 11月17日(月)~11月23日(日)
・平日 8:30~19:00
・土・日曜日 10:00~17:00

電話番号 女性の人権ホットライン(0570-070-810)

通話料が180秒につき、およそ8.5円かかります。

相談員 法務局職員及び人権擁護委員が相談に応じ、秘密は厳守されます。

問合せ先 鹿児島地方法務局人権擁護課(099-259-0684)

多重債務は解決する方法があります！ まずは相談を！
- 多重債務者無料相談会を実施 -

鹿児島県多重債務者対策協議会では、深刻な社会問題である多重債務者を救済するため、次のとおり多重債務者無料相談会を実施します。相談には、弁護士または司法書士が応じ、秘密は厳守しますので、ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

< 薩摩川内会場 >

日時 11月27日(木) 10:00~ 12:00, 13:00~ 15:00
 会場 川内文化ホール2F会議室 薩摩川内市若松町3番10号(22-5211)
 相談を希望される方は、事前に予約ください。(予約電話番号 099-286-2521)

< 鹿児島会場 >

日時 12月13日(土) 10:00~ 12:00, 13:00~ 15:00
 会場 鹿児島県弁護士会館 鹿児島市易居町2番3号(099-226-3765)
 予約は不要です。

収入に関する書類や相談に関する書類があれば、当日ご持参ください。相談がスムーズにできます。

< 予約・問合せ先 >
 鹿児島県 環境生活部 生活・文化課 消費生活係
 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2521

相談窓口

市役所商工観光課 消費生活相談窓口(33-5638)でも対応しているほか、下記の相談窓口があります。

相談窓口	九州財務局 鹿児島財務事務所	県サラリーマン金融苦情相談所 (サラリーマン金融苦情相談)	県消費生活センター (消費生活相談)
相談料	無料	無料	無料
相談場所	鹿児島市山下町13-21 合同庁舎	鹿児島市名山町4-3 地域振興公社ビル	鹿児島市名山町4-3 地域振興公社ビル
電話番号	099-227-5279 月~金 9:00~ 17:00(除昼)	099-223-6832 月~金 9:00~ 17:00(除昼)	099-224-0999 月~金 9:00~ 17:00

相談窓口	鹿児島県弁護士会 (多重債務者専用相談)	鹿児島県司法書士会 (多重債務者専用相談)	日本司法支援センター 鹿児島司法事務所 法テラス鹿児島
相談料	無料	無料	無料(民事法律扶助~ 扶助要件に該当する方のみ)
相談場所	鹿児島市易居町2番3号 弁護士会館	鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センター	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル
電話番号	099-226-3765 月~金 9:00~ 17:00(除昼) (当日受付)	099-256-0335 月~金 8:30~ 17:00 相談日:月,水,第3土曜日 13:00~ 16:00(予約制)	050-3383-5525 月~金 9:00~ 17:00 相談日:火,金 13:00~ 16:00(完全予約制)

相談窓口	鹿児島くすのきの会
相談料	無料
相談場所	鹿児島市山下町12-12 一二三ビル
電話番号	099-226-1725 月・水・木 13:00~ 17:00 土 13:00~ 16:00 (当日受付)



住宅用火災警報器を早めに設置しましょう

消防本部 (☎32-0119)

消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられています。
新築住宅は、平成 18 年 6 月 1 日から設置が義務付けられています。
既存住宅は、平成 23 年 5 月 31 日までに設置しなければなりません。

住宅用火災警報器とは

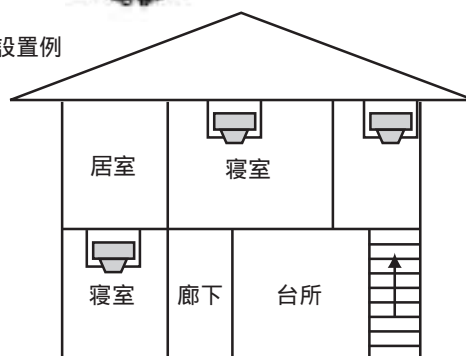
火災警報器は煙や熱を感知して、音や音声などでお知らせします。
住宅火災による死者数の約 7 割は逃げ遅れによるものです。また、そのほとんどが就寝中発生した火災に気づくのが遅れ、煙に巻かれて亡くなっています。火災の発生を早く知らせる火災警報器はこのような住宅火災による死者の発生防止に役立ちます。

住宅用火災警報器の購入は

消防法令適合品で日本消防検定協会の「NS マーク」のついた商品を選びましょう。
電気店、ホームセンター、農協、消火器販売店等で購入することができます。



設置例



取付場所は

寝室の用に供する居室（煙式）
寝室がある階の階段（煙式）
などの天井や壁に設置します。
台所や廊下にも設置をおすすめします。

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消防署や市役所が販売又は販売を業者に委託することはありません。
住宅用火災警報器の販売には、クーリングオフ制度が適用されます。
契約書を受け取った日から 8 日以内であれば、契約を解除できる制度です。

平成 20 年秋季全国火災予防運動

消防本部 (☎32-0119)

期間 11月9日(日)～11月15日(土)

○平成 20 年度 全国統一防火標語

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
お出かけ前、お休み前にはもう一度、火の元を確かめましょう。



海上保安庁の緊急通報番号「118番」

海上保安庁は、皆様からの海難救助要請や海上犯罪に関する情報提供などを目的として、局番なしの「118番」を緊急通報番号として開設しています。

海に関する事件・事故等は、118番へ！

- ・ 転覆している船がいます。
- ・ 船と船が衝突しています。
- ・ 沖から帰れなくなりました。
- ・ 人が溺れています。
- ・ 船の中で怪我をしました。
- ・ 海にゴミを捨てている人がいます。
- ・ 車が海に落ちました。
- ・ 海に油が浮いています。
- ・ 灯りをつけていない船がいます。
- ・ 灯台の灯りが消えています。

第十管区海上保安本部 (099-250-9800)

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/>



原子力発電施設周辺地域加算給付金の交付について

企画課 (☎33-5634)

市では、地域の振興と福祉の向上を目的として、川内原子力発電所から概ね10kmの圏域にある羽島・土川・荒川地区内において、一般電気事業者から電気の供給を受けている世帯並びに事業所を対象に、従来の国(県)が交付している原子力発電施設周辺地域給付金に加算する形で、加算給付金を交付いたします。

【加算給付金の内容】

1. 加算給付金の交付対象

羽島・土川・荒川地区内において、一般電気事業者(九州電力㈱)から、給付基準日に電気の供給を受けている電灯需要家及び電力需要家

電灯需要家：一般家庭など従量電灯、農事用電灯(供給約款附則に定める農事に係る需要を含む)、時間帯別電灯(8時間型・10時間型)、季時別電灯の電気の供給を受けているもの

電力需要家：事業所など深夜電力を除く各契約種別(低圧・高圧・特別高圧)の電気の供給を受けているもの

2. 給付基準日 平成20年10月1日

3. 加算給付金額

電灯需要家：電灯契約(農事用を除く)1口当たりの給付金額(年額3,000円)

電力需要家：電力契約(農事用を除く)契約電力1kW当たりの給付金額(年額756円)

農事用契約：基準日の属する月の前12月の使用実績に基づき、上記単価を月按分(単価×使用月数/12カ月)した金額

4. 交付の時期及び交付の方法

加算給付金は、年1回、11月下旬から12月下旬にかけて交付します。加算給付金の交付については、(財)電源地域振興センターの委託を受けた九州電力㈱が給付の手続きを行うこととなっており、給付対象者に対して事前に「いちき串木野市加算給付金振込のお知らせ」の通知があります。

交付の方法は、基本的に口座振込により交付しますが、九州電力㈱に電気料金を口座振替で支払っている方はその預金口座に、また電気料金をその他の方法で支払っている方は、あらかじめ九州電力㈱へ申出を行った預金口座若しくは郵便為替により交付します。

なお、加算給付金の対象でありながら、加算給付金の振込通知及び交付の期間内に加算給付金の交付がなかった方は、下記までお問い合わせください。

5. 問合せ 企画課 企画調整係(串木野庁舎)

狩猟期間について

農政課(☎33-5635)・産業経済課(☎21-5122)

11月15日(土)から平成2年3月15日(日)まで狩猟が解禁されます。

山へ行かれる方は、赤色など目立つ服装をし、更にラジオを鳴らすなど自分の存在が分かるようにして、十分注意してください。

ねんきん広報だより

【11月の年金相談に関するお知らせ】

川内社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長及び休日開庁を実施します。ぜひこの機会にご自身の年金についてご相談ください。

月	実施日	年金相談受付時間
11月	8日(土)	月・火曜日 8:30~19:00
	9日(日)	
	10日(月)	
	17日(月)	土・日曜日 9:30~16:00
	22日(土)	その他の平日 8:30~17:15
	23日(日)	
	25日(火)	

【老齢基礎年金の繰上げ支給】

老齢基礎年金の本来の支給開始年齢は65歳からですが、受給資格要件を満たしている場合は、60歳から65歳未満の間に支給開始時期を繰上げて受給することができます。繰上げた場合は、繰上げ請求をした月に応じて、減額された年金を受けられます。付加年金についても同様に扱われます。

<支給開始月>

繰上げ請求を行った月の翌月から支給されます。

<減額率について>

請求した月に応じて減額率が異なります。

減額率 = (繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数) × 0.005

<繰上げ請求をする場合は下記の点に十分注意してください>

- 繰上げ請求によって減額された年金額は、65歳になっても引き上げられることはなく、一生減額された年金を受け取ることになります。
- 受給権が発生した後、つまり繰上げ請求した後は、裁定請求の取消し又は変更はできません。
- 受給権が発生した後は、原則として、障害基礎年金を受けられません。
- 受給権者は国民年金に任意加入できません。
- 繰上げ請求をした場合、65歳になるまで遺族厚生年金または遺族共済年金は併給できません。(65歳以降は併給されます)
- 振替加算については、65歳から減額されずに受けられます。

詳しいことは、川内社会保険事務所(☎22-5276)までお問い合わせください。